

居住衛生設備規則

規
則

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 規則 第 21 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 2 月 25 日 理事会 承認

2011 年 6 月 24 日 国土交通大臣 認可

2011 年 6 月 30 日 規則 第 21 号
居住衛生設備規則の一部を改正する規則

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

4 章 昇降設備

4.1 一般

4.1.7 エレベーター

-3.として次の 1 項を加える。

- 1. エレベーターには、非常の場合に乗員がかごの外へ脱出するための設備をかごの天井部に設けなければならない。
- 2. エレベーターには、非常の場合にかごの内からかごの外に連絡することができる装置を備えなければならない。
- 3. 海底資源掘削船に設置するエレベーターは、本条によるほかIMOの“The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code)” (IMO 決議 A.1023(26)) 第 12 章 12.3 の規定に適合しなければならない。

附 則

1. この規則は、2012 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2011 年 第 1 回 一部改正

2011 年 6 月 30 日 達 第 37 号

2011 年 2 月 3 日 技術委員会 審議

2011 年 6 月 30 日 達 第 37 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 防音措置

「適当な防音措置」については、次によらなければならない。

- (1) 船員室の騒音値は、60dB(A)以下とすることを目安とし、騒音計測の結果、60dB(A)を上回った場合でも、当該船員室の騒音値が船員の通常業務及び心身に支障をきたすものでない限り、特別な防音工事を実施することを求めるものではない。
- (2) 船員室以外の場所にあつては、船員の通常業務及び心身に支障をきたさない程度の騒音値でなければならない。
- (3) 騒音計測方法については、JIS F0905「船舶居住区の騒音レベル測定方法」を参考とすること。
- (4) 「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とは、動力的に支えられている船舶、海底パイプ敷設船、クレーン船~~起重機船~~、海底資源掘削船について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合とする。なお、本規定を適用することが、その性質上困難と認められる船舶については、本会の承認を得なければならない。

附 則

1. この達は、2011 年 12 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に建造契約が行われた船舶に適用することができる。